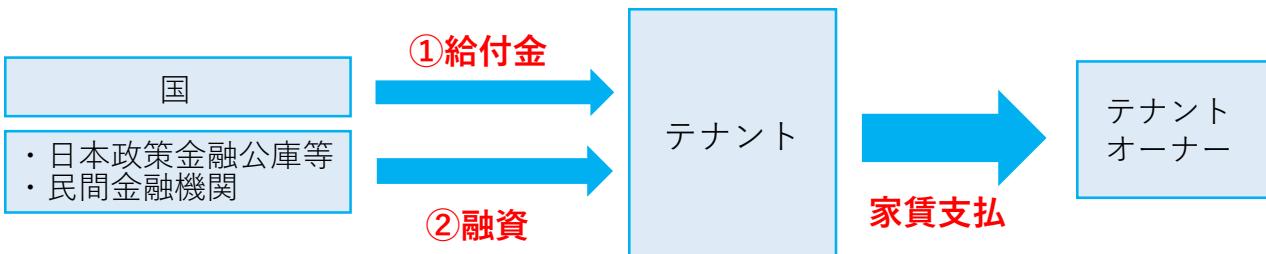


# 《テナント家賃の支払いを支援する制度について》

以下の制度により給付を受け、又は融資を受けた金額は、  
テナント家賃の支払いに充てることが可能です。ご活用ください。



## ① 納付金

- 事業継続のための持続化給付金【GW明け頃から支給開始】  
→ 詳細は中小企業庁HPまで

(上限額) 中堅・中小法人200万円、個人事業者100万円

※ 2020年1~12月のうち、前年同月比で売上が50%以上減少している事業者の方が対象

- 上記の他、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用して、地方自治体が独自に事業者に協力金等を給付する場合、これも家賃支払いに充てることが可能です。最寄りの自治体にお問い合わせください。

## ② 融資

- 実質無利子・無担保・元本返済の据置最大5年の融資  
【①②は融資を開始済み。③は補正予算成立後速やかに融資を開始】  
→ 詳細は中小企業庁HPまで

### ① 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付

上限 3億6000万円（無利子上限 1億3000万円、当初3年間（※1））

※ 上記の上限は公庫の国民生活事業と中小企業事業を併用した場合  
(生活衛生関係営業者向け)

- 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付

上限 6000万円（上記と併用可能）（無利子上限 3000万円、当初3年間（※1））

### ② 商工組合中央金庫の危機対応融資

上限 3億円（無利子上限 1億円、当初3年間（※1））

### ③ 民間金融機関による無利子融資

各都道府県等の制度融資：無利子上限 3000万円、当初3年間（※2）

（※1）・・売上減少要件（個人事業主5%減、小規模事業者15%減、中規模事業者20%減）

（※2）・・売上減少要件（個人事業主5%減、小・中規模事業者15%減）

（参考）賃貸借契約の考え方【法務省民事局】

- 日本の民法の解釈では、賃料不払を理由に賃貸借契約を解除するには、賃貸人と賃借人の信頼関係が破壊されていることが必要です。最終的には事案ごとの判断となりますが、新型コロナウイルスの影響により3カ月程度の賃料不払が生じても、不払の前後の状況等を踏まえ、信頼関係は破壊されておらず、契約解除（立ち退き請求）が認められないケースも多いと考えられます。